

2
2026

住宅省エネ2026キャンペーン

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを強力に推進するため、2026年、新たにリフォームや新築で利用できる国土交通省の補助金制度「みらいエコ住宅2026事業」の実施が決定されました。さらに、国土交通省、経済産業省、環境省の3省連携により「省エネ住宅の新築を支援する補助制度」「既存住宅の省エネリフォームを支援する補助制度」のそれぞれについて、各事業を組み合わせる利用することが可能です。今回は「みらいエコ住宅2026事業」の「既存住宅のリフォーム」についてご紹介します。



みらいエコ住宅2026事業（Me住宅2026）既存住宅のリフォーム

1) 対象および上限補助額

リフォーム内容		上限額
対象住宅の建築年	実施するリフォーム 工事の組合せ	
平成4年基準 ^{※1} を満たさないもの	「平成28年基準 ^{※2} 相当に上げるリフォーム	100万円/戸
平成11年基準 ^{※1} を満たさないもの		80万円/戸
平成4年基準 ^{※1} を満たさないもの	「平成11年基準 ^{※1} 相当に上げるリフォーム	50万円/戸
平成11年基準 ^{※1} を満たさないもの		40万円/戸

- 住宅取得者等^{※3}が工事施工業者に工事を発注（工事請負契約^{※4}）するリフォームが対象。
- 「平成4年基準を満たさないもの」とは平成3年以前に建築された住宅など、「平成11年基準を満たさないもの」とは平成10年以前に建築された住宅などが該当する。

※1 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律で定められた住宅の省エネルギー基準において、それぞれ平成4年・平成11年に制定された基準。一般的に「平成4年基準」を「新省エネルギー基準」と、「平成11年基準」を「次世代省エネルギー基準」と呼ぶ。

※2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく省エネ基準。

※3 住宅取得者等とは、リフォーム住宅の所有者（法人を含む）、買取再販事業者、居住者又は管理組合・管理組合法人。

※4 工事請負契約が結ばれない工事は対象外。

2) 補助対象期間

工事着手	令和7年11月28日以降
事業者登録	令和8年3月上旬～遅くとも令和8年12月31日（予定）
交付申請	令和8年3月下旬（予定）～ 予算上限に達するまで（遅くとも令和8年12月31日まで）
予約申請 【任意】	令和8年3月下旬（予定）～ 予算上限に達するまで（遅くとも令和8年11月30日まで）

※予約提出後3ヶ月以内（リフォーム一括申請については9ヶ月以内）または令和8年12月31日のいずれか早い日までに交付申請の提出が無かった場合、その予約は取り消されます。

※予約の完了はあくまでも着工から交付申請までの期間に予算の確保をするためだけのものであり、交付申請可能な期間に交付申請を行って交付決定されない限り、補助金交付は確定されません。

3) 対象となるリフォーム工事

■必須工事

国土交通省の指定する①～③の組み合わせによるリフォーム工事を実施することが必要です。

- 開口部の断熱改修
(イ) ガラス交換 (ロ) 内窓設置 (ハ) 外窓交換 (ニ) ドア交換
- 躯体の断熱改修
- エコ住宅設備の設置
(イ) 太陽熱利用システム (ロ) 節水型トイレ
(ハ) 高断熱浴槽 (ニ) 高効率給湯器 (ホ) 節湯水栓
(ヘ) 蓄電池 (ト) エアコン (チ) 換気設備

※2026年1月14日現在、組み合わせは発表されておりません。

■任意工事

- 子育て対応改修
(イ) 家事負担の軽減に資する設備（ビルトイン食器洗機、掃除しやすいレンジフード、ビルトイン自動調理対応コンロ、浴室乾燥機又は宅配ボックス）を設置する工事

(ロ) 防犯性の向上に資する開口部の改修工事

(ハ) 生活騒音への配慮に資する開口部の改修工事

(ニ) キッチンセット^{※5}の交換を伴う対面化改修工事

※5 キッチン用シンク（給排水設備と接続されていること）、調理台、コンロ、調理室用の換気設備のすべてが一体的に設置されているもの※キッチンセットの移設は対象としない

⑤ 防災性向上改修

⑥ バリアフリー改修

- (イ) 手すりの設置 (ロ) 段差解消 (ハ) 廊下幅等の拡張
(ニ) 衝撃緩和畳の設置

⑦ 空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置

⑧ リフォーム瑕疵保険等への加入

※人の居住の用に供することを目的とすることが確認できない建物、居室、区画等に行う工事を除きます。
※「住宅省エネ2026キャンペーン」の他の構成事業で補助を受けている場合、環境省が実施する「先進的窓リノベ2026事業」は必須工事①、経済産業省が実施する「給湯省エネ2026事業」および「賃貸集合給湯省エネ2026事業」は必須工事②として扱います。

4) 補助額

■対象工事内容ごとの補助額

2026年1月14日現在、対象となるリフォーム工事①～⑦の補助額は発表されておりません。

⑧リフォーム瑕疵保険等への加入：8,400円/1契約あたり

■補助額の算定方法

対象となるリフォーム工事①～⑧について定められた補助額の合計とします。ただし、同一のリフォーム工事が①～⑦の複数に該当する場合、いずれが高い補助額のみを合算します。①～⑦の合計補助額が5万円未満の場合は申請できません。

令和8年1月14日時点の情報を元に作成しています。最新情報は国土交通省のホームページをご確認ください。



【フラット35】制度改正予定のお知らせ

詳しくはこちら



①【フラット35】融資限度額の引上げ

(令和8年4月予定)



②【フラット35】の対象となる一戸建て住宅等における床面積要件の緩和

(令和8年4月予定)



③ 借換融資における制度拡充

(令和8年3月予定)

1.金利引下げ制度の創設

これまで対象外としていた【フラット35】子育てプラスを、【フラット35】借換融資でも利用可能となります。

2.借入期間の基準を延長

借入期間算出の基準となる年数が35年から**40年**へ延長されます。

改正後

～借入期間の上限の算出方法～

次の①または②のいずれか短い年数(1年単位)が上限(下限は1年以上)

①「80歳」-「借換申込時の年齢(1年未満切上げ)」

②「40年」-「住宅取得時に借りた住宅ローンの経過年数(1年未満切上げ)」

*①または②のいずれか短い年数(1年単位)が36年以上となる場合は、35年が上限

*長期優良住宅、予備認定マンションまたは管理計画認定マンションの借入期間算出の基準となる年数は、現行どおり50年です。

④ 特定残価設定ローン保険の創設

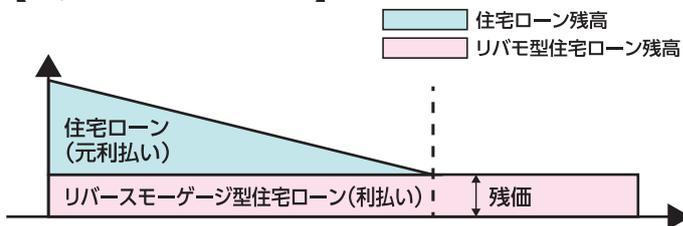
(令和8年3月予定)

民間金融機関による残価設定型の住宅ローンの供給を促進するため、「特定残価設定ローン保険」が創設されます。

<主な特徴>

- 住宅価格の上昇に伴い住宅ローンが高額化・長期化する中でも、子育て世帯等が月々の返済負担を軽減しつつ安心して返済可能な住宅ローン
- 通常の住宅ローン(元利払い)とリバースモーゲージ型住宅ローン(利払い)を組み合わせた融資
- 死亡時のほか、住宅の売却時にも残価部分を債務が残らないノンリコースとすることで、売却や住み替えの円滑化を支援

【キャッシュフローイメージ】



NWBに
高断熱浴槽登場!

補助金活用で高機能商品へ おトクにリフォーム

入居希望者へのアピールポイントが
増えて入居率アップ!

高断熱浴槽で温かさ長持ち!

浴槽断熱と断熱クミフタによって長時間たっても冷めにくい、保温効果の高い断熱構造。追いだきが少なく済むため、光熱費の節約とCO₂の削減に繋がります。

4時間たっても湯温低下は2.5℃以内*

*データは「JISA5532浴槽」に示された評価方法に基づき、当社が測定した実験値です。使用条件によって異なります。



編集後記

「みらいエコ住宅2026事業」では、リフォームの補助対象要件が見直しされた他、「エコ住宅設備の設置」にエアコンが追加されるなど、子育てグリーン住宅支援事業から内容が大幅に変更されています。「先進的窓リノベ2026事業」では「特大サイズ」が設定されるなどの変更があるため、最新情報を把握し、最大限に活用したいですね。

ハウステック
公式SNSで
情報発信中!



Instagram



X (Twitter)



Pinterest



YouTube



TikTok